様式第3号(第5条関係)

第　　　号

年　月　日

　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県都留市長

子どものための教育・保育給付認定通知書

　　　　様

申請のありました支給認定の内容について、次のとおり認定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 認 定　　区　　分 | |  | | |
| 保育の事由  及び必要量 | |  | | |
| 支給認定証番号 | |  | | |
| 有　 効 　 期 　 間 | |  | | |
| 児  童 | フ　リ　ガ　ナ  氏　　　　　名 |  | | |
| 生　年　月　日 |  | 性　別 |  |
| 保護者 | 氏　　　 　 名 |  | | |
| 居　　住　　地 |  | | |
| 生　年　月　日 |  | | |
| 変　　更　　事　　項 | |  | | |

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。